**平成２３年（フ）第８９８号**
札幌市手稲区曙６条２丁目８番７号
債務者　伊藤　嘉章
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９４２号**
札幌市北区北21条西５丁目２番31号　中山ビル４階、住民票上の住所札幌市北区新琴似４条11丁目１番３号　エステート三愛Ⅱ―101号
債務者　中山　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９６９号**
札幌市清田区北野５条１丁目８番11号　高橋マンション８号―８号
債務者　山本　岳司
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９９４号**
札幌市白石区東札幌２条６丁目９番13号　ルーブル富士403号
債務者　白倉　春美（旧姓犬飼）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１００２号**
札幌市白石区中央１条３丁目２番31―204号
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０１１号**
札幌市東区北40条東６丁目４番20号　ピアス40―204
債務者　芹澤　圭美（旧姓森泉）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０５８号**
札幌市北区篠路６条２丁目３番７号　第２北生ハイツ２Ｆ北側
債務者　佐々木邦夫
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０９５号**
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番１号　スノーランド203号
債務者　笹舘　喜法
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１３０号**
北海道石狩郡当別町西町７番地３
債務者　宮崎　和惠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１４８号**
北海道江別市野幌町61番地の６　シンフォニー107号
債務者　高野　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１４９号**
北海道江別市野幌町61番地の６　シンフォニー107号
債務者　高野　章子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２１９号**
札幌市北区北32条西９丁目５番13号　ジュピアー32―１号
債務者　千嶋　広美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４６号**
群馬県高崎市東町117番地　市住１棟602号
債務者　加瀬　裕司
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１５３号**
新潟市秋葉区美幸町３丁目８番10号　ウイングミユキ201号室
債務者　梅田　芳浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２３４号**
新潟市北区横土居1157番地
債務者　柄澤比呂実
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６２３号**
愛知県豊明市栄町南舘３―70　みどりコーポ201号室、住民票上の住所愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字下屋敷19番地
債務者　中島　信之
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部